

## 令和8年度の学校給食費及び保護者負担額について

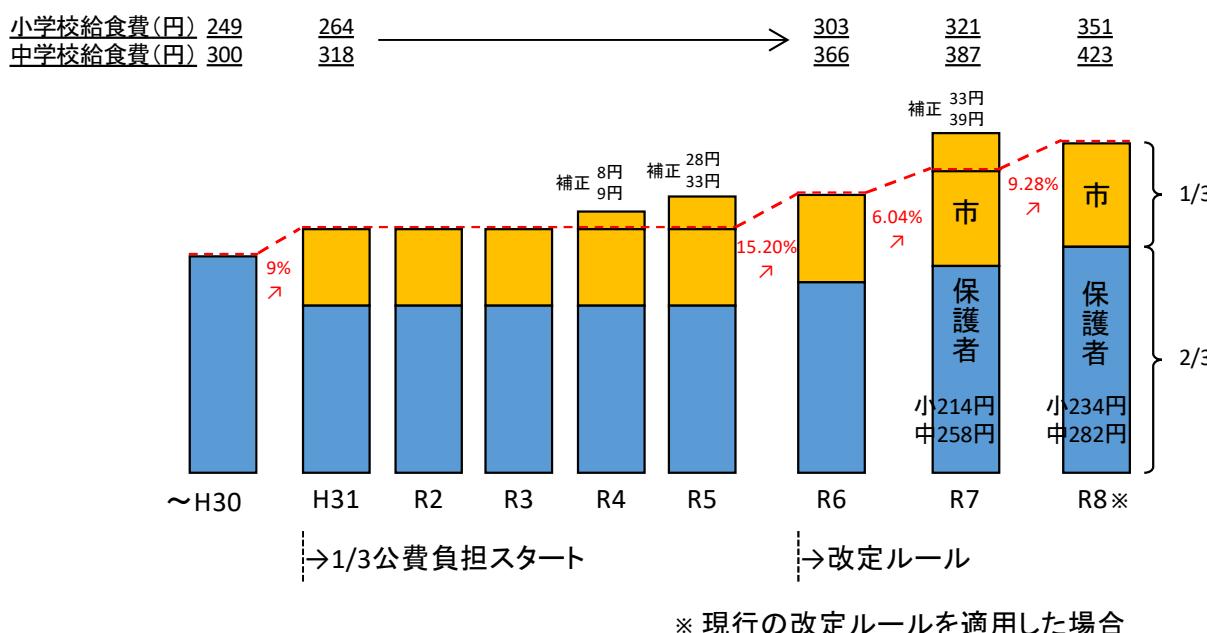
学校給食費（以下「給食費」という。）については、令和5年度に策定した改定ルールに基づき令和6年度及び令和7年度に増額改定を行ったが、近年、物価高騰が続いていることから、令和8年度の給食費及び保護者負担額の検討を行うとともに改定ルールの検証を行った。

## 1. 令和8年度の給食費の検討

## (1) 改定ルールを適用した場合の給食費

現行の改定ルールでは、主食代（麦飯、パン、麺）及び牛乳代の前年度と現年度の変動率を、現年度給食費に乗じて翌年度の給食費を算定しており、令和6年度から令和7年度の主食代及び牛乳代の変動率により令和8年度の給食費を試算すると、1食あたり小学校351円（30円増）、中学校423円（36円増）となり保護者負担額も増額となる。なお、急激な物価高騰等があった場合は、これまでと同様に補正予算による対応を検討することとなる。

＜給食費改定の経過と令和8年度の試算（1食あたり）＞



## (2) 令和8年度の給食費及び保護者負担額の対応方針

物価高騰が続く中、学校給食の質を維持するため改定ルールに基づき給食費を改定するが、昨今の物価高騰による保護者世帯への経済的な影響を考慮し、令和8年度については、給食費に係る保護者負担額を令和7年度と同額に据え置き、給食費改定に伴う増額分は市が全て負担する。

＜令和8年度給食費（1食あたり）＞

小学校 351円 (うち保護者負担額214円)

中学校 423円 (うち保護者負担額258円)

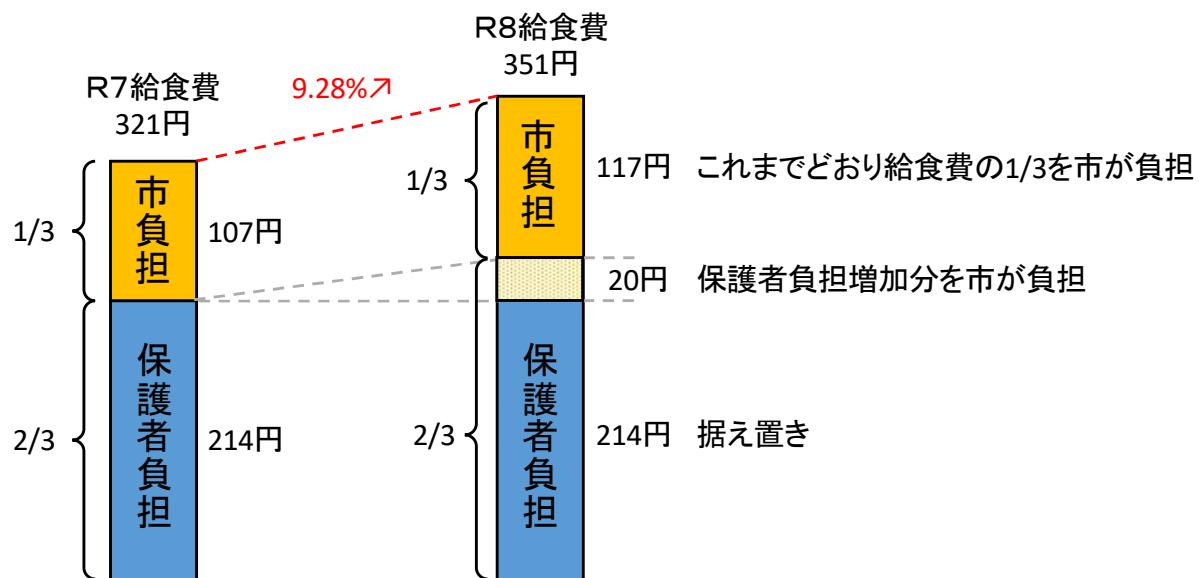
＜給食費の比較（1食あたり）＞

(単位：円)

区分	項目	令和7年度 当初	令和8年度 当初	増加額 (R8-R7)
小学校	給食費	321	351	30
	市負担額	107	137	30
	保護者負担額	214	214	据え置き
	保護者負担年額(※)	40, 446	40, 446	
中学校	給食費	387	423	36
	市負担額	129	165	36
	保護者負担額	258	258	据え置き
	保護者負担年額(※)	48, 762	48, 762	

※年間給食回数を189回とした場合

＜給食費負担のイメージ（小学校1食あたり）＞



## 2. 改定ルールの検証

給食費改定の基準としている主食及び牛乳の令和7年度価格の上昇率は、令和6年度比109.28%であり、他の食材の上昇率（約103～117%）や消費者物価指数の上昇率（107.81%）と比べても大きな差はない。なお、当該改定ルールでは、高騰している精米の価格（上昇率143.78%）は使用しておらず、米の価格高騰の影響も大きくは受けていない。

主食及び牛乳のみならず、他の食材の価格動向を考慮した改定ルールが理想的であるが、多種多様な食材を使用して毎日異なる献立を提供しているため、すべての食材の価格動向を考慮した改定ルールとすることは困難な状況である。

以上のことから、現在の改定ルールは一定の合理性があり妥当であると判断する。

### 3. スケジュール

- 令和7年 11月 学校給食推進協議会協議
- 12月 校長会、飛騨特別支援学校説明
- 令和8年1～3月 保護者説明

### 4. その他

古川国府給食センター管内の国府小中学校の給食費については、令和6年度から2年連続で増額改定となっている。

現在、古川国府給食センターにて令和8年度の給食費について検討されているが、国府小中学校の給食費に係る保護者負担額についても増額とならないよう調整する予定である。